

神戸市立医療センター中央市民病院  
 治験審査委員会 標準業務手順書 新旧対照表

青字：削除、赤字：追加

No.	頁数	条項 No.	新（第 9 版）	旧（第 8 版）	変更理由
1	0	表紙	第 9 版 令和 2 年 5 月 1 日 改訂	(なし)	改訂日追加
2	6	第 8 条	<p>治験審査委員会は、原則として月 1 回開催する。ただし、病院長から緊急に意見を聴かれた場合には、随時委員会を開催することができる。</p> <p>2 治験審査委員会は、委員長の判断により、Web 会議等双方の円滑な意思疎通が可能な手段を用いて出席した委員も審議及び採決に参加させることができる。</p>	<p>治験審査委員会は、原則として月 1 回開催する。ただし、病院長から緊急に意見を聴かれた場合には、随時委員会を開催することができる。</p>	Web 会議等の実施を可能とした。